

意見書

平成29年9月11日

神奈川県収用委員会御中

住所 横浜市栄区小菅ヶ谷2-32-4

氏名 竹岡健治



電話番号 045-891-5268

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)新設工事(高速横浜環状南線・神奈川県横浜市金沢区釜利谷町字中ノ沢地内から同市戸塚区汲沢町字吹上ヶ地内まで)並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事に係る裁決申請事件及び明渡裁決申立事件(28収第11号事件)について、次のとおり意見を述べます。

先日8月31日、28収第11号事件について審理が行われました。その審理について述べます。

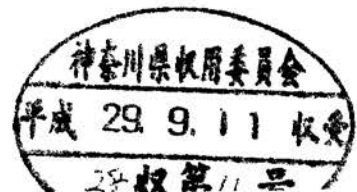
1. まず、この審理について、満身の怒りを表明します。佐藤会長は、起業者には発言をさせながら、土地所有者及び関係人には一切発言させずに、30分程度で一方向的に終結を表明しました。全く、不当な審理でした。

神奈川県ホームページによると、「収用委員会とは」として次の様に説明しています。

【収用委員会は、公共の利益の増進と私有財産の調整を図るため、土地収用法に基づいて各都道府県に置かれている準司法的機能を営む行政委員会です。収用委員会は、知事から独立して起業者、土地所有者及び関係人のいずれにもかたよらず、公正中立な立場でその権限を行使する機関です。

収用委員会は、法律、経済又は行政に関してすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、議会の同意を得て、知事が任命する7名の委員で構成されています。】

この説明にあるように、「収用委員会は、知事から独立して起業者、土地所有者及び関係人のいずれにもかたよらず、公正中立な立場でその権限を行使する機関です。」とあります。この説明と当日の審理は明らかに乖離しています。



従って、再度の審理を求めます。

2. 起業者 NXCO は、これまで嘘を言ったり、誤魔化したり、きちんと説明しようとしていません。事実を明らかにしようとしていません。

損害補償額に密接に関係する、笠間十字路の金井污水管の隔離に関する横浜市との協議についての事前協議の文書公開について、頑なに公開を拒否しました。一連の文書を添付します。これが明らかにならなければ、適切な損害補償額は算定できません。

また、トンネル建設の工法変更によるルート変更も損害補償に密接に関連します。関連文書を添付。

これらの点を、明らかにしない限り、当該土地に関する適切な損害補償は算定出来ません。

従って、損害補償額に関して、妥当か等の私の意見を述べる事は出来ません。

この点については、審理の場で、何度も申しあげてきたところです。

この収用委員会において、真摯な調査をして頂きたい。その上で、適切な損害補償額の裁定をお願いしたい。